

令和8年度の入所申込は、原則として電子申請での申し込みとなります。

山形市認可保育所等利用案内(2号・3号認定用)

《受付期間》 ※詳しくは別紙『令和8年度 申請受付期間について』をご確認ください。

①令和8年1月から4月までの利用開始を希望する方…令和7年9月16日(火)～10月17日(金)

※申請にあたってご相談がある方は、相談(申請受付)窓口へお越しください。

令和7年10月6日(月)～17日(金) 山形市役所 10階 1001会議室

②令和8年5月から12月までの利用開始を希望する方…令和8年2月16日(月)～利用希望月の前々月

この案内は、認可保育所等(認可保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業、家庭的保育事業)の利用申請や教育・保育給付認定に関する手続き等について記載しています。申請の前に内容をよくご確認ください。

1 認可保育所等を利用できる方

保護者及び小学校就学前の児童が山形市民で、次の①～⑧によりご家庭で保育をすることが困難であり、保育の必要性があると認められた方。

認定事由	保護者の状況	利用できる期間
① 就労	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている	就学前まで(最長)
② 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要である	産前産後の各8週間程度
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある	必要な期間
④ 介護	同居親族等を常時介護(看護)している	
⑤ 災害復旧	災害(地震・風水害・火災等)の復旧にあたっている	
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日間(最長)
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学期間中
⑧ その他	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある	必要な期間
	その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき	

※ 慣らし保育について…育児休業から復帰される方・就労が内定した方・就学を予定している方は、復帰日または就労(就学)開始日の1カ月前から入所希望することができます。

※ 利用開始日が育児休業期間中となる場合は、原則として、認可保育所等への入所・転園を申し込むことはできません(職場復帰を前提とした「慣らし保育」での利用開始は可能です。)

2 利用申請が可能な施設

施設の種類		対象年齢	施設の概要
認可保育所(公立・民間立)		0歳～就学前	保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する施設
認定こども園 (保育部分のみ)	教育・保育認定 3号あり		幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設
	教育・保育認定 3号なし	満3歳～就学前	3歳未満児は保育、3歳以上児には教育・保育を提供
小規模保育事業		0歳～ 3歳になる年の年度末	定員が6～19人の比較的小規模な環境のもと、きめ細やかな保育を実施する施設
家庭的保育事業			家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を実施する施設

※ 各施設の開所日や時間、対象年齢(月齢)などについては、別冊『令和8年度山形市保育所等施設一覧・施設紹介』をご覧ください。

※ できるだけ事前に施設見学を行い、保育方針や利用者負担額以外の費用(延長保育料、教材費など)を確認したうえで利用申請を行ってください(見学の申し込みについては、施設へ直接お問い合わせください。)

※ 施設ごとの受入可能予定人数については、山形市公式ホームページにて公表しています。

※ 幼稚園、認定こども園の教育部分、認可外保育施設の利用については、施設へ直接お問い合わせください。

3 教育・保育認定について

認可保育所等を利用するには、**教育・保育認定**を受ける必要があります。

保護者の方がご家庭で児童を保育することが困難である(保育の必要性がある)と認められた場合は、申請からおおむね1か月以内に、次の区分により『子どものための教育・保育給付支給認定証』(以下、認定証)が交付されます。

区分	年齢	利用できる施設	保育時間
2号認定	満3歳以上	認可保育所、認定こども園(保育部分)	●保育標準時間 (各施設の開所時間から最大11時間/日) 就労時間:月120時間以上
3号認定	満3歳未満	認可保育所、認定こども園(保育部分)、 小規模保育事業、家庭的保育事業	●保育短時間 (最大8時間/日 8:30~16:30) 就労時間:月64時間以上120時間未満

※ 令和8年1月から4月までの間に利用開始を希望する方の場合、市の認定事務が集中する期間となるため、利用調整の結果通知と同時期に認定証を送付します。

※ 認定証の送付は、施設利用の内定等を意味するものではありません。

※ 届いた認定証は大切に保管してください。

<認定状況の変更について>

認定証の内容に変更が生じた場合(仕事を退職された等)は、認定変更の手続きが必要となりますので、速やかにご連絡ください。

なお、認定は月単位で行うため、認定が変更されるのは申請の翌月からです(月途中の認定変更はできません)。

4 利用者負担額(保育料)について ※詳しくは別紙『令和8年度 利用者負担額(保育料)表』をご確認ください

(1) 算定の根拠となる税額と利用者負担額(保育料)

3歳以上児は、利用者負担額が無料となります。ただし、食材料費等は保護者負担となります。

3歳未満児は、原則、保護者(父・母分)の「市町村民税」を合算した額により利用者負担額を算定しますが、世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。

詳しくは、別紙『保育認定を受けた子ども(2号・3号)の保育料(月額)』をご確認ください。

※年齢区分は、当該年度の4月1日現在の年齢を適用します。

(2) 切り替えの時期と算定の対象となる税額の年度

月	4月~8月	9月~3月
年度税額	令和7年度市町村民税所得割課税額で算定	令和8年度市町村民税所得割課税額で算定
年所得	令和6年1~12月分の所得	令和7年1~12月分の所得
課税される市町村	令和7年1月1日時点で住民票のある市町村	令和8年1月1日時点で住民票のある市町村

(3) 保育標準時間と短時間

教育・保育給付認定の「保育時間」も利用者負担額に影響します。認定状況が変わると利用者負担額が変わる場合がありますので、速やかに認定の変更申請をお願いします。

(4) 保育料以外にかかる費用

延長保育をご利用の場合、別途料金が発生します。

また、施設により教材費等の実費がかかる場合がありますので、詳しくは事前に各施設にご確認ください。

(5) 市町村民税の確認方法

市町村民税を確認する場合は、各市町村課税担当課より送付される「給与所得に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収額の決定・変更通知書」、または「市町村民税・都道府県民税納税通知書」に記載されている「市町村民税」欄の「所得割額」をご覧ください。

なお、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の所得割額が算定根拠税額となります。

5 申請に必要な書類

(1) 令和8年度施設型給付費・地域型給付費教育・保育給付認定申請書兼児童台帳(2・3号用)

(2) 保育の必要性を証明する書類(父母それぞれの分が必要)

次の表の中から該当するものを提出ください(○は必須、△は場合によって必要)。

チェック欄

必要書類 ★…必ず市指定様式を使用してください		就労(内定)証明書 (直近3か月以内に作成されたもの)	税書類等の写し (申告書・源泉徴収・開業届等)	母子手帳の写し (分娩予定日の分かるもの)	申立書(疾病・介護)	医師の診断書	状況確認書類等 (介護保険証・障がい者手帳等の写し)	求職活動状況確認書	在学証明書及び時間割等 (受講決定通知書等も含む)	父	母
保護者の状況											
就労	外勤(内定含む)	○★									
	自営(予定含む)	○★	○								
妊娠・出産				○							
疾病・障がい	疾病				○★	○★					
	障がい					△★	○				
介護					○★	△★	○				
求職活動								○★			
就学(職業訓練含む)									○		
その他		家庭で保育ができない旨を証明する書類									

※ 自営業・農業従事者の方は、事業をしていることが分かる書類(税の申告書・開業届・営業許可証・出荷証明書など)を追加で提出してください。

※ 上記保護者の状況に関わらず、妊娠中の方は母子手帳の写し(分娩予定日の分かるもの)を提出してください。

(3) 個人番号(マイナンバー)申告書

詳しくは別紙『個人番号(マイナンバー)申告書について』をご確認の上、提出してください(児童1人につき1枚)。

(4) ご家庭の状況を証明する書類(該当する方のみ)

ご家庭の状況	必要書類	
お子さんが認可外保育施設・山形市外の認可保育所等・幼稚園(認定こども園1号認定含む)の預かり保育を週4日以上利用している	保育料の領収書等、施設の利用が確認できる書類の写し(幼稚園(認定こども園1号認定含む)の預かり保育については、利用日数の記載があるもの)	
ひとり親家庭である または 係争中である	戸籍全部記載事項証明書(離婚記載等があるもの) または係争中であることの証明の写し	
生活保護を受給している	生活保護受給証明書の写し	
里親家庭である	措置決定通知書等、里親であることが確認できる書類の写し	
同居家族に障がいのある方、介護を必要とする方がいる	介護保険被保険者証、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の認定状況が分かるもの の写し	
山形市に転入予定である	転入予定者申立書(市指定様式)	
利用調整で順位を下げることに同意する方	認可保育所等利用調整に係る申立書(市指定様式)	

ー申請内容に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承くださいー

6 申請内容に変更があった場合

申請書や提出した書類等の内容(世帯構成・住所・保育状況・就労状況・家庭状況等)に変更があった場合や希望する保育施設を変更する場合、申請自体を取り下げる場合は、必ず、保育育成課までご連絡ください。

利用調整後、申請内容と実際の家庭状況及び保育を必要とする状況等に相違があると判明した場合には、施設の利用内定が取消しとなる場合があります。

7 その他

<出生前仮申請>

お子さんが生まれる前でも、認可保育所等の利用を仮申請することができます。

①名前を「〇〇 〇〇(保護者名)の子」とし、母子手帳の写し(分娩予定日がかかるもの)を添えて仮申請

②出生後、『正式申込依頼書』と母子手帳の出生届出済証明書の写しを提出して正式申込

※令和8年1月から4月までの間に利用開始を希望される方は、本利用案内1ページ目上段の「受付期間①」に、令和8年5月から12月までの間に利用開始を希望される方は、「受付期間②」にお申し込みください。
(「受付期間①」に申し込みができる方は、分娩予定日が令和8年3月5日までの方です。)

【仮申請～施設利用までの流れ】



※【仮内定】のままでは施設利用はできません。必ず、『正式申込依頼書』を提出してください。

<転園を希望される方へ>

転勤や引越し等の理由により他施設への転園を希望される場合は、転園申請を行う必要があります。ただし、転園が内定した場合、転園を辞退しても現在利用中の施設へ戻ることはできませんので、ご注意ください。

<育児休業を取得中(取得予定)の方へ>

育児休業給付金の支給期間延長の手続きを行う際、保育所等の利用申込書の写しが必要です。そのため、申込書を提出する前に写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容の控えのデータ、または申し込みを行った画面を印刷したもの)を取って保管しておいてください。

<育児休業にともなう継続利用について>

認可保育所等の利用中に下のお子さんを出産し、育児休業を取得する場合、育児休業開始日から1年以内に限り、利用中の認可保育所等を継続利用することができます。

※ 育児休業期間中は、「保育短時間」でのご利用となります。

※ 認可保育所等の申込をしているにもかかわらず、上のお子さんの継続利用期間満了日以降の日に下のお子さんが保育所等を利用できない場合は、申請により、下のお子さんが1歳6か月になる月まで継続利用期間を延長できます。同様に、1歳6か月時点で「保育所等を申込んでいるが利用が出来ない」場合も満2歳まで延長が可能です。

※ 育児休業にともなう継続利用中は、転園することはできません。

<山形市外の認可保育所等の利用を希望する方へ>

住民票のある自治体の保育施設利用が原則ですが、個別判断となりますので、保育育成課までご相談ください。

※ 希望する市区町村の空き状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

山形市役所 保育育成課
〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25
TEL:023-641-1212(内線 536,573,535)
MAIL:hoiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp